

スポーツ安全保険のしおり

当クラブでは会員の方にスポーツ安全保険に加入していただいています。

以下は（公財）スポーツ安全協会が発行している『スポーツ安全保険のしおり』から必要と思われる部分を抜粋したものです。ご不明な点などございましたら当クラブの事務局までお問い合わせ下さい。

けが・事故が起きた場合はクラブからの申請が必要となりますので事務局までご連絡下さい。

◇スポーツ安全保険とは

公益目的事業としてスポーツ安全協会が加入の取りまとめ機関・契約者となり東京海上日動を幹事会社とする損害保険会社8社との間で保険契約を締結しています。

傷害保険 **急激で偶然な外来の事故により被った傷害**（熱中症、細菌性・ウィルス性食中毒も対象）
による通院、入院、手術、後遺障害、死亡を補償

賠償責任保険 他人にけがをさせたり他人の物を壊したことによって**法律上の損害賠償責任を負うこと**によって被った損害を補償

- 例1) 蹴ったボールが道路走行中の他人の車に損害を与えたことにより損害賠償責任を負った。
- 例2) 往復中、自転車で通行人とぶつかりけがをさせて損害賠償責任を負った。
- 例3) 活動中に施設の窓ガラスを割って割ってしまった。

※他に突然死が対象となる「突然死葬祭費用保険」があります。

◇対象となる事故の範囲

- 1. 当クラブの管理下における活動中
- 2. 当クラブの活動場所との通常の往復中

保険期間 2022年4月1日～2023年3月31日

※年度途中にご入会の方は 入会日～2021年3月31日

補償金額 傷害保険 通院（1日につき） 1,500円
 入院（1日につき） 4,000円] 事故の日からその日を含めて180日以内
 後遺障害（最高） 3,000万円
 死亡 2,000万円

賠償責任保険 身体・財物倍賞合算 1事故…5億円
 (支払限度額) ただし身体賠償 1人…1億円

◇保険金が支払われない主な場合

傷害保険 成長痛、オスグッド病、椎間板ヘルニアなど
 急激・偶然・外来の条件を満たさないスポーツ特有の傷害

賠償責任保険 法律上の賠償責任が発生しない場合

例) 蹴ったボールが他の選手に当たってけがをさせた。

スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえこれらのルールを守ってプレーしていても必然的に起こる事故もあります。
このような場合は法律上の賠償責任はないと考えられます。